自

然的人間から人工的国家へ

自 .然的人間から人工的国家

ホ ッ

ブ

ス

の政治思想

加

茂

直

樹

する。 秩序と権威から解放された自由平等な個人は、 的刺激を通じて、 歴史の研究と自らの体験・ 国家設立の ス・ホ ッブスは、 自然的人間から人工的国家を論理的に構成するという画期的試みに発展していった。 必然性を各個人の理性的判断に基づくものと考えるところに、 その祖国イギリスが政治的・社会的激動を体験した時代を生き抜いた思想家であった。 観察に基づいて形成した人間観と国家観は、 自己保存の欲求を実現するために、 自然法学の影響と新しい自然科学からの方法 ホッブスの政治思想の核心は見出さ 国家の設立と存続を必然的に意志 中世的な階層

ŀ

己保存を保障する最も有効な機構としての国家の設立と維持を意志せざるを得ない。 的帰結として理解されねばならない。 志に基づいて行為する。国家設立という政治的行為も、 たは段階に応じて、 ッブスは、 人間 自らの生命・身体の維持と増進にもっとも資すると思われることがらを必然的に意志し、 のあらゆる意志的行為を自己保存の原理に基づいて説明した。 ホ ッブスによれば、 意志的行為である限りにおいて、自己保存の原理からの必然 認識のある段階 自然法認識の段階-即ち、 彼のいうように自然法の研究 人間は、 一に達した人間 その認識 0 その意 能 力 自 ま

れるのである。

四七

ものをたどることを通じて、 考察から出発し、自然権、 研究から道徳哲学を媒介にして演繹されるであろう。 道徳哲学にほかならないとするならば、道徳哲学は人間の認識―行動過程の研究に基づくものであり、 を見究めたいと思う。 自然法、契約などの概念を介して、人工的国家の必然性を論証する。 リヴアィアサンの本質を明らかにし、 いいかえれば、ホッブスは自然的人間の本性についての独特の 具 ホッブスの道徳・政治思想の根底にあるもの 私は、 彼の演繹その 政治学はこの

せず、 学に大きな影響を及ぼすであろう。 学、更に国家学へと順次に研究を進めるべきであった。その場合、幾何学と自然学は、内容的にも方法的にも、(②) 社会であったといえる。 ことによって、いわば内省的・分析的方法によっても得られるからである。かくして一方では、政治学を自然学から(4) この知識は、哲学の第一原理から演繹的・綜合的に導出されるだけでなく、 新しい物理学の方法を学び、この方法に基づいて自然、人間、国家を三つの主要対象とする学問の統一的体系を建設 それはむしろ両者を個 らかにされる。 切離して考察できることが、他方では、政治学を経験的・内省的心理学に基づいて研究しなければならないことが明 しようとした。この計画によれば、 、の道以外にはないと考えられる。(5) 本論に入る前に、 人間と国家の問題に先ず取組んだ。彼の弁解によれば、自然哲学を学ぶものは幾何学から始めなければならな 政治哲学者にはそれは必ずしも必要ではない。政治哲学は人間の心の働きについての知識に基づいてい ホッブスの自然科学的研究が彼の人間学と国家学に及ぼした影響を全く否定することはできないが、 ホッブスの哲学体系について触れておく必要があろう。 々に十分検討した後で問題にされるべきであって、ここで採られるべき道は人間学から国家学 だが彼は、四十才を過ぎて初めて読んだユークリッドの幾何学に霊感を受けて、ガリレオの しかし、彼の著作年代を見れば明らかであるように、 哲学者は、万物の普遍的最高原因たる運動から出発して、 経験的に自己自身の心の働きを吟味する 彼の主要な関心事は生涯を通じて人間 ホッブスはこの計画を実行 幾何学、 自然学、

- (¬) Leslie Stephen, Hobbes, The new Ann Arbor edition, pp. 17∼8
- (a) Elements of Philosophy, ch. 6, § 6, Stephen, op. cit., p. 27
- 3 されている。ホッブスの著作の内容と年代については、John Laird, Hobbes, pp. 31~42を参照。 年 Leviathan と、比較的早期に発表されているのに対し、自然学を対象とする De Corpore は一六五五年に初めて出版 人間と国家に関する彼の考察が、一六四〇年 The Elements of Law Natural and Politic、一六四二年De Cive、
- (4) Elements of Philosophy, ch. 6, §§ 6~7.
- 5 Law Natural and Politic の一部を用いたが、これらの著書相互間の内容的異同についてはこの論文では特に問題にしなか った。なお、Leviathan からの引用その他は The English Works of Thomas Hobbes, ed. by Molesworth, vol. 3 ホップスの人間学と国家学研究のテキストとしては、Leviathan の Part I と Part II, De Cive 及び The Elements of ジづけで示し、De Cive からのものは同全集 vol. 2 のページづけで示すことにする。

自然的人間

人間は外界の物体からの刺激をどのように受けとめ、且、それに対してどのように働きかけるか。このことが先ず

第一に問題にされねばならない。

of thoughts)が可能となり、その継起の系列が目的と手段、原因と結果の関係で結びつけられている時、 性的思考となる。このような思考の系列の保持をより確実にし、更に、これの伝達を可能にするのが言語である。 く感覚 (decaying sense) であり、多くの記憶が結合されて経験を形成する。記憶によって思考の継起 (consequence は成立する。こうして作られた心像は感覚対象が消滅した後も記憶(memory)として留まる。記憶はいわば衰え行 て加える圧迫が脳髄に達し、この運動に対して中枢から働く抵抗が心像(fancy, image)を生み出すことにより感覚 ホッブスによれば、すべての表象(thoughts)の根源は感覚(sense)である。外界の物体が我々の感覚器官に対し それは

問が成立するのも言語の使用によってであると考えられる。

とをいう。 用が属する。 (vital 心の能動的作用を考察しよう。ホッブスは動物の運動を随意的なものと不随意的なものに分ける。 心の能動的作用とは意志的運動を行う能力にほかならない。 前者は意志的運動(voluntary motion)と呼ばれ、先行する表象に従って行い、 motion) と呼ばれ、 先行する表象を必要としない。これには血液の循環、 呼吸、 話し、 消化、 四肢を動かすこ 後者は

外的障害がないところに行為の自由が成立する。ホッブス的自由は強制と対立するものであって、 たは嫌悪が意志 の過程全体を熟慮 (deliberation) という。熟慮は結局その対象に対する欲求または嫌悪に終るが、この最後の欲求ま いものは絶望(despair)と呼ばれる。一つの対象に関して心に欲求、(ご) (love)、嫌悪の対象を憎む (hate)。獲得できるという予想を伴なった欲求は希望 (hope) と呼ばれ、これを伴なわ と呼ばれ、苦をもたらす対象から遠ざかろうとするとき嫌悪(aversion)と呼ばれる。我々は欲求の対象を愛し は苦に対する反応として起ってくるのである。 てこの刺激は生命運動を増進するか妨げるかする。 ブスは、 (pain) が生ずる。意志的運動に先行する表象は運動の内的端緒として努力 (endeavour) と呼ばれるが、これは快また 意志は外的物体の刺激に始まる必然的な因果系列の一項として厳密に決定されており、意志の自由は認められな 行為は必然的に決定されてはいるが、 意志は熟慮の最後の項として外的行為に直接つらなり、意志されたことは外的障害がなければ必ず行為され 外物からの刺激は感覚器官を通して脳髄に至り感覚された後、更に進んで心臓に達するという。 心の受動的作用と能動的作用の接点、 (will) である。 即ち、 意志は意志するという行為(act)であって能力(faculty)ではない。 なお自由でありうるのである。 努力は、快をもたらす対象に向うとき欲望 (desire)、欲求 いいかえれば認識と行動の接点はどこに見出されるであろうか。 生命運動を増進するとき快(pleasure)が生じ、 嫌悪、 希望、 絶望が交互に生じて来る場合、 必然性とは両立す 妨げるとき苦 (appetite) かくし ホ

既に述べたように、ある人に快と感じられるものは彼の生命運動にとってプラスとなるものである。それは彼にと

白

然的人間から人工的国家

り、 否したホッブスにとって、 しかも善悪を判別する標識として快不快の区別が用いられたことは重要である。超越的・規範的善を認めることを拒 ての善 従って嫌悪の対象である。こうして感覚論と行動論の接点において善悪という道徳的価値の定立が行われたこと、 (good) であり、 客観的善がその基礎をこのような主観的善以外に求めることは不可能と考えられるからで 従って彼の欲求の対象である。 彼に不快と感じられるものは彼にとっての悪

期待が意志を決定する要素として入ってくる場合がある。こうして熟慮は理性的段階に進む。 事物が現在感覚的に快であるか否かには関わらない。 的快不快のみをいうものではなく、 人間はいつまでも獣と同じ本能的段階に留まるものではない。 に異ならないように思われる。 験を生かして未来の成行きを洞察する理性の働きが不可欠となるのである。 原理と目的は自己保存であるが、 人間 (rational appetite) であるというスコラ学派の定義に反対する。 の認識 行動過程が以上のようなものであるとすれば、 ホッブスは獣も熟慮の能力を、 自己保存は瞬間的にではなく持続的に行われ 精神的な快不快をも含んでいる。これは事物の結果に対する予想から生じ、 いいかえれば、 ホッブスが善悪の標識とみなす快不快は現前する感覚 従ってまた意志を持つと考えた。 それは動物が行う本能的な感覚し 熟慮の過程には、 意志は反理性的でありうるからである。 なければ無意味である故に、 過去の快苦の記憶や未来 人間のあらゆる行動 --反応の過程 彼は意志は理性的欲 過去の と本質的 しかし その への 0

求し、行動し続けなければならない。 0 とか至高善は人間にとって存在しない。 ものにある。 情念と理性のどちらにより多く支配されているかによって相違はあるにしても、 いてのみ止む永久不断の欲望をあげる。」((Leviathan, pp. 85-86) この力への飽くなき 欲望 は、 一だから、 私は第一に、 ホッブスの人間観によれば、 全人類の 人間の至福は次々に欲求される対象に向って妨げられずに進んで行く過程 一般的性向 (a general inclination) として、 そこに到って安らうことができるような究極目的 人間 は生きている限り感覚し、 次から次へと力を求め、 各人が今持っ 欲

う。 重要な構成要素として自然状態の概念を用いた。この概念を手がかりにして彼の人間観を更に解明していこう。 りにおいてホッブスの して大きな影響を及ぼしていると考えられる。十七、八世紀の多くの政治思想家たちと同じく、 ているよく生きるための力と手段を維持するにはより強大な力が必要であるという説明で合理化されており、 彼の人間観にはこれと異なる見方が含まれている。それは性悪説的内容を持ち、 人間観は性悪説とはみなされない。 むしろ人間に関する機械的・自然科学的な見方とい しかも彼の政治論に対 ホッブスも政治論 その

限りが 繹的に展開されたものであるが故に、 察と歴史の研究から得た確信であった。このような見解は道徳に関しては無記的・中性的である機械的人間観とは異(3) ものが存在することを、 に思われる。 か 観は個 えるであろうが、この自然状態における争いは、 獲得しようと欲する。 ゆる行動を行う権利―を持っている。しかし各人は生まれつき心身の能力においてほぼ平等であり、 ラスになる対象に向って猪突猛進する。彼は完全な自然権 自然状態における人間は義務の意識に全く影響されることなく自己の欲する対象、 自然状態は各人対各人の戦争状態と規定される。これはホッブスの機械的・自然科学的人間観からの帰結とい 々の のであり、 歴 ブスの思想全体を特徴づけるアクの強さの根源はこの性悪説的人間観にあるともいえるので、 自己を守るためにではなく、 |史的事実や個人的体験の分析から得られたものであって、普遍妥当性を要求し得ないと考えられる。 力への無制限の欲望を持つ人間が少数ではあっても存在するということは、 ここにホッブスの人間観の不統一を見出すこともできよう。又、 従って各人は獲物を求めて互いに競争し、そこから相互の間に不信の感情が起ってくる。 ホッブスははっきりと承認しているからである。 もしそれが正しいならば、 自己の力と優位を他人に認めさせたいという虚栄心から他人に害を加える 彼独自の性悪説的人間観の混入によって一層激烈にされているよう ―自己の生命・身体を守るためにあらゆる手段を用いあら 普遍的にあらゆる人間に妥当するが、 虚栄心から力を求める場合、 機械的 即ち自己の生命活動にとってプ 人間 ホッブスが 観 は 原理 耳 人間 その欲望には 性悪説的人間 に基づいて演 これを単に 同じ対象を 社会 0

得ない。あるものは絶えざる恐怖と暴力による死の危険のみであり、 して却って互いに殺し合わねばならない。このような状態においては労働の収穫は保証されず、技術も文明も成立し 有する邪悪な欲望が原因となって、自然状態における人間は常に死の危険にさらされている。人々は自分を守ろうと 矛盾する要素として切り捨ててしまうことはできない。とにかく、万人の生存のための競争と少くとも一部の人々が ねばならない。このような状態からの脱出はいかにして可能であろうか。 人間は孤独で貧しく動物的で短命な生活を送ら

情念と理性の関係は自然権と自然法の関係に置きかえられて更に考察される。 である。ホッブスにおいて、 う情念はそれ自体としては前理性的なものでありながら、人々を理性に目覚めさせる契機を提供するものとして重要 ので、人々が平和を実現する方法としての自然法へ向うには何らかの情念によって動機づけられる必要がある。 惨な自然状態から逃れることができる。ただ、理性はそれ自身では行為を動機づける力を持たないと考えられている ような情念としてホッブスは死への恐れと快適な生活への希望を挙げているが、これらの情念、特に死への恐れとい ・ッブスの考えでは、人間は、盲目的である情念の支配を排し、理性の命ずる自然法の教えに従うことにより、 情念は自己の目的を達成するためには、 理性は情念によって与えられた動機の操作のみに関わり、 自然権を放棄して理性の指示である自然法に従わなければならない。 いわば情念の奴隷である。し その

- 1 に基づいている。 (一行動過程に関する以下の叙述は主に Leviathan, chs. 1~6 及び The Elements of Law, Part I, chs. 1~13
- 2 ろう。ただ、 ホップスはこのようにして単純な情念から順次に複雑な情念を導出して行くが、その叙述にはここでは立入る必要はな 彼が情念の作用を運動として把握したことは自然学との関連において注意されねばならない。
- 3 ophy of Hobbes, p. 建設する時には、 人間 観はホッブスが これに代って機械的人間観が前面に押し出されて来ると考えられる。Leo Strauss, The Political Philos 比較的早期の歴史研究などから形成したものであって、 後に彼が人間と国家に関す

五四

(4) Howard Warrender, The Political Philosophy of Hobbes, p. 269

一 自然権と自然法

政治哲学の父であるとシュトラウスはいう。これに対してダントレーヴは、十七、(4) 考える自然状態はホッブスのそれほど無秩序でもなく陰惨でもない外見を呈する。しかしホッブスにおいては自然権 考えられている。 erty)が異なる如くに異なり、同一の事柄に関しては両立しないのである。」(Leviathan, p. 117)しかし、 関して歴史的に独自の位置を占めている。「この問題について語る人々はいつも'Jus'と'Lex'、即ち権利 葉の多義性にあるといわれる。即ち、ユスは客観的な法と主観的な権利の両方を意味し得た。ホッブスはこの問題に ある。このような見解に従うならば、自然権は先行する自然法によって適度に制限され、その結果として、(2) が混同されることの背景には両者の内面的相関性が存する。即ち、一般には権利は法を前提として初めて存在すると と法(Law)を混同しているが、両者は区別されるべきである。なぜならば、権利は行い又は控える自由に存し、こ ッブスの自然権の如き無政府主義的な概念を承認しなかっただろうといい、プレィムナッツはホッブス的自然権によ によって自然法を認識できる年令に達して初めて親の支配から解放され、 れに反して法はそれらのどちらかに決定し拘束するからである。だから、法と権利は義務 て主権を基礎づけることはできないと主張する。我々はホッブスの自然権についていかなる解釈を下すべきであろ(6) 近世の自然法学は法の理論から権利の理論へと転化していったが、それを可能にした原因の一つは 自然権と自然法の関係においても事情は同じであって、 後者は前者から導出されている。法をではなく個人の権利を出発点とした故にホッブスこそ近代 自由に意志し行動する権利を許されるので 例えばロックによれば、子供は理性の使用 八世紀の自然法学者の大多数は (obligation) と自由 'jus' という言 権利と法 口 (Right) ーックの

自然的人間から人工的国家

的に決定されているのだが、 う意味でも自然権は一種の自由と呼ばれるのである。 ならば熟慮の過程に入りこんで意志決定に影響を及ぼす。 して義務の観念に拘束されていないという意味での自由である。(8) 害を排除する能力であって、 の力関係において優位に立つほど、行為の自由は大きくなる。この意味で自然権は一種の力である。(?) 志が外的障害に妨げられずに行為に移されるところに行為の自由が成立つと考えた。各人の行為の能力が外的障害と ための競争に参加することを断念する義務がないという消極的な権利を意味する。 のに対して権利を持つというが、これはあらゆるものを獲得する能力があるという意味ではなく、 障害の存在しないことである。 ところがこの自然権の概念には二つの意味の自由が含まれている。その一つは、行為即ち自然権の行使に際して外的 ッブスによれば、 自然権とは、 その決定が理性的な義務の観念に左右されているかいないかによって、 法律的または道徳的権利ではない。 朩 ッブスは徹底した決定論者として意志の自由を否定し、 自己の生命・身体を守るために必要と思われるあらゆることを行う自由である。 勿論これは意志の自由を意味するのではない。 そのような観念によって意志決定が左右されていないとい ホッブスは、 自然権概念の含むもう一つの自由は、 自然状態においては各人があらゆるも 義務の観念はもしそれが存在する 熟慮の最後の項としての意 それらを獲得する 即ち、 自由でない又は 意志は常に必然 意志決定に際 物理 的障

万人の競争をひきおこし、各人が互いに他人にとっての障害となる。即ち、 は同じであるように思われる。 自由の大きさは、 おいては完全であり、 違いもこの二つの自 自然権概念の含む二つの自由は互いに関連しあってホッブスの政治思想を特徴づけている。自然状態と社会状態の 個人の行為する能力と物理的障害との力関係によって決るのだから、 由の概念によって説明することができる。 道徳的、 しかし実際はそうではなく、 法律的義務の観念が存在する社会状態においては大きく制限されている。 自然状態における無制限な自然権は一つの 意志決定における無拘束性としての自由は自然状態に 意志決定における完全な自由が却って行 どちらの状態においても事情 獲物に対する

自由であるといわれるのである。

理性的段階における利己主義的原理としての自然法が求められるに至る。 協働なしには成立不可能である技術と文明を考慮に加えるならば、社会状態の自然状態に対する優位は決定的になる。 態においても、各人の期待しうる自然的な獲物の分け前の平均値は等しいと考えられよう。しかし、 されている。そこでは、意志決定における自由はより少いけれども、 かくして、情念の段階における利己主義的原理としての自然権が却って自己の破滅をもたらすものとして否定され、 この同じ分け前を獲得するために各人に対してはるかに大きな犠牲が要求されるのである。 の制限をもたらす。 社会状態においては、 獲物に対する競争は意志の他律 行為の自由はより大きいのである。 道徳法則や法律―によって制限 更に、 自然状態にお どちらの状

は それへ向って努力すべきである。そして彼がそれを獲得できない時には、 あろう。 法の認識の上に立ちながら自衛のための止むを得ない手段として行使される自然権であることに注意しておく必要が ある。ただ、 人の自己保存のための手段に過ぎない。 無条件的 かつ用いてよい。」(Leviathan, p. 117)これが自然法の第一条項である。 自然法とは理性によって見出された自己保存のための一般法則である。 ・定言的なものではなく、 平和の追求との二者択一で許される自然権が自然法認識以前の盲目的・ 自衛のために自然権を行使することが許される。 平和を獲得する希望があるならばという条件を伴なっている。 従って、 無条件で自然権を放棄して平和を求めるのは本末顚 ホッブスにとって平和は究極目的ではなく、 それは平和への努力を命ずるが、 戦争という手段のあらゆる助けと利点を求 「各人は平和を獲得する希望がある限りは 無制限的自然権ではなく、 倒に等しいので この条件 その命令 た

んで放棄すべきであり、 もそうである場合には、 自然法の第二条項において、平和への努力が具体的に何を意味するかが明らかにされる。「人は、 そして、 平和と自己防衛 他の人々が彼に対して持つことを彼が許すと同じだけの自由を、 のために必要であると彼が考える限り、 すべての物事に対する彼の 自ら他の人々に対 他の人々

自然的人間から人工的国家

説く故に、一種の循環論法に陥っている。この点については自然状態における自然的義務の有無の問題と関連して、(m) は、 存在している自然状態においては有効な信約を結ぶことはほとんど不可能である。従って、 る(9 契約 (contract) 棄の契約を結ばなければならない。そして、この契約が守られないならば、 次章で論ずることにする。 破ることが不正 ない故に、第三条項は「人々は結ばれた信約を実行すべきである」(Leviathan, p. 130) と教える。 して持つことで満足すべきである。」(Leviathan, p. 118) 方で国家の成立を信約によって説明し、 それの履行を強制することのできる機構としての国家権力が先ず樹立されねばならない。ところがホッブスは、 信約はその一方の当事者がそれを履行しない恐れのある時には無効であり、 は権利の相互的譲渡を意味し、 (injustice)であり、不正でないことはすべて正しい。正・不正の区別は信約を前提して初めて生ず 他方で正当な信約は国家権力の支配下においてのみ可能であるかのように それの実行が未来に関わる時、 即ち、 平和を実現するためには、 人々は再び自然状態に戻らなければなら 信約 (covenant) そのような恐 信約を有効ならしめるに 万人が一致して自然権 と呼ばれる。 ホッブスによれば、 和 が 般的に 信約を 放

法は なものであって道徳的なものではないと断定しているし、(1) 真の道徳哲学であるというが、 公平(equity)、平等(equality)などを命ずるものであって、社会における人々の間に平和と秩序を保つことを目的 いわゆる社会道徳としての意味を持っている。彼自身も自然法を道徳法と同一視し、自然法を研究することが の条項を挙げているが、 かなる意味において道徳法であるか、 当為(Sollen)を含まないのではないかという疑問も生じてくる。事実、 以上の三条項によって自然状態から国家への移行の必然性が示された。ホップスは更に十五 他方では、 それらは報恩 (gratitude)、相互の適応 彼の自然法は理性的段階に達した人間がいかに行動するかを示しているに 自然法は当為と命令を含み得るか否かを主として問題にしよう。 セ イバインも同様 (mutual accommodation) の解釈を採っている。 ゴフは自然法の含む強制は そこで次に、 容赦 (市民論」では (pardon) 心 理 的

哲学研究 第四百九十六号

五八

- (1) ダントレーヴ「自然法」久保正幡訳 pp. 87~8.
- (⋈) John Locke, The Second Treatise of Government, §§ 58~63
- 3 がある。 ロックの自然状態をホップス的なものとして解釈する試みとしては Richard H. Cox, Locke on War and Peace, 1960
- (4) Strauss, op. cit., pp. 156~7
- (5) ダントレーヴ、op. cit., p. 89
- (ω) John Plamenatz, Man and Society, vol. 1, p. 146.
- 7 陥っている。(op. cit., p. 139 参照) Plamenatz, op. cit., p. 141 しかしプレィムナッツは、 自然権が常に行為の完全な自由を意味すると考えるため、
- (∞) Plamenatz, op. cit., p. 141, Warrender, op. cit., pp. 19 \sim 20.
- (9) 狭い意味での正・不正の区別。Warrender, op. cit., pp. 50~51 参照。
- (\(\mathbb{G}\)) Plamenatz, op. cit., p. 134.
- (日) J. W. Gough, The Social Contract, 2nd ed., p. 104, n. 4.
- 2) G. H. Sabine, A History of Political Theory, 2nd ed., p. 461.

三 道徳法としての自然法

理を権利に基づいてあらゆる事物を支配する神の言葉の中に述べられたものとして考察するならば、その場合にはそ これに対して、法は本来的には権利に基づいて他者を支配する者の言葉だからである。けれども、もし我々が同じ定 指示は何が彼ら自身の保存と防衛に役立つかについての結論(conclusions)又は定理(theorems)であるに過ぎず、 であるといわれる。「市民論」の第四章は「自然法が神の法(divine law)であること」と題され、第二、三章にお れは本来的に法と呼ばれる。」(Leviathan, p. 147)かくして、自然法は神の言葉であり、 「これらの理性の指示を人々は法という名で呼ぶのが普通であるが、しかし妥当ではない。何故ならば、それらの 神の言葉としてのみ真に法

自然的人間から人工的国家

ţ, 自体非常に大きな問題であるが、ここでは議論を進めるのに必要な限りにおいて考察の対象にしてみよう。 て理性の指示として述べられた自然法の各条項が神の言葉と合致することが、 しかし、 ホッブスの哲学体系において、 神は一体いかなる位置を占めているのだろうか。 聖書からの数多くの引用によって立

が神の王国の民(subjects)であり、 に影響を及ぼすことによってなされるのであるから、神の存在と力を認める者にしか及び得ない。 で君臨する 接的 なければならない。」(Leviathan, p. 344) しかし、 おいてこの直接的支配に服している。この意味で「人々は、 存在に対する直接的支配である。この支配の仕方は自然科学の法則と合致するであろう。 に対しては賞を約束し、それに従わないものに対しては罰で脅かすことによって、支配するもののみが、 ッブスによれば、 無差別的な支配によってではない。「その臣民たち(subjects)を自らの言葉によって、 (reign) といわれるのである。」(Leviathan, p. 344) 神は二つの仕方で人間を支配する。一つは、 神を信じない者は神の敵(enemies)である。 神が真に人間の上に君臨しているといわれるのは、 意志するとしないとにかかわらず、 この意味での神の支配は間接的に、 人間だけでなく動植物、 人間はあらゆる外的行為に 無生物をも含むあらゆる かつ、 いつも神の力に服さ そのような者のみ つまり意志決定 それに従うもの そのような直 本来の意味

玉 ば ても統治する。 13 ように (a prophetic kingdom) [の民は外延的に完全には一致しないことである。 おいては自然法によってだけでなく、予言者に伝達させた自らの言葉 書いているが、 この間接的支配には二通りある。 則 前者には理性の使用によって唯一全能の神の認識に到った人間すべてが属し、後者には神によって選 旧 それが正しいとするならば二つの王国の区別は無意味となるであろう。ところで、(②) 、約におけるユダヤ民族と新約におけるキリスト教徒が属する。 ここで注意すべきは、 の二つがある。 神は、 つまり、 前者においては正しい理性の指示たる自然法によって統治し、 神の王国には自然的王国 ホッブスは時には自然的王国の民がキリスト教徒に限られる (神的実定法 (a natural kingdom) divine positive と予言的 law) 予言的 によっ 後者 王 国

五九

義務と神の支配権とは何に基礎を持つのだろうか。

С

12 ..おける民の神的実定法に対する服従の義務は各個人の神との契約に基づいている。(3) 自然的王国における民の服従の

権利は 我々の理解を越えた存在者たる神は哲学の対象から除外される。ただ、(4) どを知ることは哲学には属さず、信仰にのみ属する。そして、 因へと追求していく者は、
 てのもの (body) を対象とする。 識即ち哲学はその発生 る。このことは我々が神について何を確実に知り得るかという問題と関連する。ホッブスの知識論によれば、 のように哲学的 全能(omnipotent)の存在者であることは理性によって知られるというが、 べきである。」(Leviathan, p. 345)更に、「もし神が主権(sovereignty)という権利をその力に基づいて有するとする 動者(the first mover)としての神に到達せざるを得ない。 神と人間の間に存する自然法を介しての支配-服従関係は、ただ両者の力の大小関係によってのみ基礎づけられ 神は自然の権利 ……神が人々を創造したということからではなく、 神に服従する義務が人間に対してその弱さ故に課せられることは明らかである。」(De Cive, p. 209) ・理性的に知られる神で十分なのである。 (the right of nature) によって人々の上に君臨し、 (generation)と属性 (property) について分析的又は綜合的方法によって認識を持ち得るすべ それより前にはさかのぼり得ないような最初にして永遠の原因、 物体や動植物だけでなく人間と国家もこの認識対象に含まれるが、 神の不可抗的な力 (irresistible power) ホッブスはこの神が無限 (infinite)・永遠 (eternal)・ 自然的王国における神の支配権を基礎づけるには、こ 理性の正しい使用によって物事の原因から原 その諸法を破る者を罰するが、その自然の 神の他の属性、 例えば正義、 いいかえれば、 から引出される 永遠不変にして 全能の第 真の知

に君臨する権利を持っていたのである。」(Leviathan, p. 346) べての人々が生まれつきすべての物事に対する権利を持っていたことを考えると、 更に注目すべきは、 神の自然権が本来的には人間の有する自然権と同一であると考えられていることである。 神の自然権と人間のそれとの間に存する共通点と相違 彼らは各々他のすべての人々の上

然法の形で与えられる。 人々を支配したであろう。自然権は力であるというプレィムナッツの解釈は神に関しては正しい。(6) に決定的な相違がある。全能の神は行為に関して完全な自由を有するが、 相違はない。 明できる。意志決定における自由は自然権の内的側面であって、これに関しては神と自然状態における人間 なった神の自然権は神の認識に達した人々を威圧し、彼らの意志決定に影響を及ぼす。 先に自然権に関して区別された二つの自由、 もし不可抗的な力を有する人間(a man of irresistible power)がいたならば、 両者とも完全な自由を保っている。ところが、自然権の外的側面である行為の自由に関しては 自然法はその意味で人間にとって意志の他律である。 即ち、 意志決定における自由と行為の自由という概念を用 無力な人間は非常に不完全な自由しか持ち 神の命令は人々にとっては自 彼は神と同じ地位に立って 不可抗的 両 な力を伴 者 いて説 間

唯一 と考えること自体が問題を含んでいるとすれば、むしろ自然法を専ら理性の法として考察する必要があるのではない。 としての自然法は神から離れて存立し得るものとなっている。ホッブスの哲学体系における神の役割を積極的なもの(3) めに理性を与えたということによって結びつけられている。 る。 ッ の法とみなしても道徳法としての自然法にプラスするものはほとんどないと思われる。ここで表現されているのは 論理という面はやゝ和げられる。神の法という面と理性の法という面とは、 ブス独特の力の論理であって、 自然法は神の命令としてのみ真に法であるといわれた。しかし、神の命令する権利は単に神の力に基づくものであ の道徳的価値と考える必要があるとさえ考えられよう。 神が正しいからではなく、神が全能の力を有する故に、我々は神に服従する義務を負うのであれば、 彼の自然法が道徳法であるためには、善と正義ではなく力または力に対する服従を ただ自然法が同時に理性の法であるといわれる故に、 しかし、既にグロティウスにおいて、正しい理 神が人間に対してその行為の制御 自然法を神 性 が指示 めた 力

自然法に服従する義務を自然的義務 自然的人間から人工的国家 (natural obligation) という。 シュト ラウスは、 ホッブスが道徳、 六

国家

る試みも無意味ではなくなってくる。 と考える必要が生ずる。 における自己保存だけでなく、 っていることなどの理由を挙げてこれに反対する。しかし彼は結局、自然的義務を神の力に基づけざるを得ない。(!) ものを守る義務もなくなり矛盾に陥ること、 ブスの政治学にとってマイナスであるとすれば、 :に調停するかが問題になる。そして、完全に利已主義的な原理である自然権と自然的義務とを調停するには、(ピ) :根拠を初めは自然的義務に求めたが、後には自然権に求めるようになり、あらゆる自然的義務を否定するに至った ホッブスにおいて起源の異なる二つの理論、 方ウォ リンダーは自然的義務がないとすれば主権者が義務の創造者になるが、 しかし、 来世における永遠の救済(eternal salvation)をも個人の利己主義的行動 国家構築の根幹において神と永遠の救済に依存しなければならないということがホ ホッブスが謀反(rebellion)は国法ではなく自然法に対する違反だとい 神を離れて自然状態における自然的義務の存在を立証しようとす 即ち自然権の理論と自然法の理論があることになり、 すると国家設立の契約その の究極目的 両者 現世 を そ

認識に至る時、 間にとって国家設立の契約を守る義務は全く存在しないからである。 階から直接に国家形成へと進むことは論理的に不可能である。この段階の人間、 る状態、 が便利のように思われる。今まで述べてきた自然状態―各人の自然権が完全に保持され、法と義務の意識が欠けて そのものを設立する信約を履行可能にするのは何か、これらの問に答えるには、 求に反して自然権の放棄と国家権力への服従を命ずる故に、意志決定に際して他律的に働く。 自然法の認識に至る。 理性の法としての自然法がいかにして義務を課し得るか、又、一般に信約を履行可能にするのは国家であるが国家 各人が情念に支配された近視眼的利己主義に基づいて行為する状態―は第一の段階である。 自然状態は内面的には全く変質する。 自然法は情念の動機づけによって理性が見出す利己主義的行動法則であるが、 これを自然状態の第二の段階と呼ぼう。そこでは多くの人々に やがて人々は死への恐れを通じて理性に目覚め 自然的情念のみに支配されている人 自然状態に二つの段階を考えること 人々の多数が自然法の 自然的情念の欲

自

然的人間から人工的国家

しか 0 人 ほとんど異ならないであろう。 の にさらさずに義務を果すことが困難である自然状態においては、 12 加える強制又は であると考えたホッ とって自然的義 が (々の存在が不可欠である。 認識に到達しつつも自衛のために自然権を行使しなければならない。 お 意味となり、 て常にこれに服従する義務を負う。 第二の段階においては、 拘 務 市民的義務もその根拠を失うのである。 東が自然法の課する義務、 は存在する。 ブスにとって、 自然状態 しかし、 情念が人間にとってより本性的なもの・より内なるものであり理性はより外なるもの ウォ 理性は他律として情念の意志決定に関与するものであった。 リンダー の第 国家が成立し存続するためには、 しかし自然法は自己保存を目的とする利己主義的原理であり、 0 自然的義務にほかならないのである。 のいう如く、 段階にお いては、 自然的義務は存在する。 シュ 義務の遂行は多くの場合免除される。 トラウスの 従って第二の段階は外見的には 自然法を認識し義務の意識を持っ いう如く、 自然法を認識 これなくしては国家契約その 自然的義務は存在しない。 理性が情念に対して した人間 第 人々は 自らを危険 はその た多数 0 段階 自然法

0 進行は自然法の認識によってなされ、 属する。 とにする。 段階 東が市民的義務 ホ 自然的なものには能動的なもの、 自然状態から国家に至る道もそのような目的実現の過程として把握される。 ブ から国家 スの 前者は後者に 思想におい 0 (civil obligation) である。 進行は国家主権の確立によってなされ、 よっ ては、 て絶えず拘束され秩序づけられつつも能動的活動を続け、 自然的なものと人工的なものとが対立し絡み合って絶えざる運動と静止 ここで自然的理性が自然的欲求に対して加える拘束が自然的 情念、 権利と自由が属し、 市民的義務及びそれと自然的義務の関係については後でまた触れるこ ここで人工的理性 人工的なものには静止的なもの、 (主権) 自然状態の第 自己保存という目的を実現して が 自然的理性に対して加える 義 段階から第二への 理性、 務である。 を繰返して 法と義務が

神から独立して人間的基盤に立った自然法の本質は何であろうか。 ホ ッ ブ スは自然法は自他 の平等 の認識に

彼の道徳法は明らかに利己主義の地盤に立っている。この地盤が堅固である故に、彼は道徳法に実質的な内容を与え なく自他の力の平等の認識に裏づけられた徹底した利己主義の所産にほかならない。これを道徳法と呼び得るならば、 ことを知り得ない。 基づくという。 ることができたのである。 を意味する。 人々は第二の段階に進む。 ホップスの自然法は他人との協調を命ずるが、これは中途半端な利他主義や博愛主義に基づくものでは 自然状態の第一段階における人間は、虚栄心や自惣れに妨げられて、他人が自分と等しい能力を持つ 死への恐れがこれらの情念を払いのけ、 自他の力の平等という認識は人々を平和に導くために不可欠であり、又、 自他の能力を正しく客観的に評価できるようになった時 道徳性の初まり

得ない。それは、 表現したものとしては適切であるといえるかも知れない。 道徳的行為の消極的ではあるが必要な条件である。従って、 のような法は道徳法ではないということもできよう。 情念は自己保存の目的を達成するためには自然法という苦い薬を飲まざるを得ない。しかし、理性 (自然権)に対する支配は絶対的なものではなく、従ってホッブスの道徳法は普遍妥当的・定言的なものではあり 自己保存を欲する人に対して、自己保存そのものと矛盾しない限りにおいて妥当する法である。 ただ、 ホッブスの自然法は最低限の道徳又は道徳の前提条件を 問題を現世に限定して考える限り、 自己保存はあらゆる (自然法) の情

そ

- Warrender, op. cit., p.
- 2 Warrender, op. cit., p.
- 3 Leviathan, pp. 461~2, Warrender, op. cit., pp. 224~5
- 4 Elements of Philosophy, ch. 1, §
- 5 Leviathan, p. 346
- $\widehat{6}$ Plamenatz, op. cit., p.
- De Cive, pp. $50\sim1$

- (∞) ダントレーヴ、op. cit., pp. 75~9, Sabine, op. cit., pp. 424~5
- 9 ര° (F. C. Hood, The Divine Politics of Thomas Hobbes, 1964) 及もしていない。ただフッドはその近著において、 Plamenatz, op. cit., p. 129. 又、シュトラウス、 セイバインらもホップスの哲学を論評するにあたって、 ホップスを誠実なキリスト教思想家と規定する興味ある試みを行ってい ほとんど神に言
- (\(\mathbb{A}\)) Strauss, op. cit., p. 129, p. 155.
- 11 Warrender, op. cit., p. 141, pp. 147~8, Leviathan, pp. 323~4, De Cive, pp. 200~1
- 12 Warrender, op. cit., p. 252. フッドも自然法を自然権からの派生物と解しない点では同様である。 (Hood, op. cit., p. 94)
- (A) Warrender, op. cit., pp. 272~7.

四契約

故ならば、 識した個人に対して義務を課する。しかし、 ために必要な前提条件であった。自然法は究極的には功利に基づいているが、情念に対する強制を含む故にそれを認 ろに従って平和を求めようとする。ホッブスにとって、自然法は本来、社会的動物でない人間を国家機構に組みこむ 自然状態における人間はその保持する無制限な自然権が却って自己を危険に導くことを知り、 自然状態においては自然法の課する義務の遂行は非常に困難である。 自然法の命ずるとこ 何

1 このような相互不信の状態において義務を遂行することは自己に対して危険や損害を招く恐れがある。 (義務

不履行の理由)

人は、 義務に背くことにより一そう大きな利益を期待できる場合には、そうすることを選ぶであろう。 自然法の教えは全体的には個人の利益と合致するが、 個 《々の行為に関しては必ずしもそうではない。そして個 (義務違反の

理由)

自然的人間から人工的国家へ

六

3 自然法の解釈権が個人に委ねられており、各人が自らに都合のよいように法を解釈することができる。 (自然

治角系 < 三箱 < / >

設立されるべき国家は少くとも次のような役割を果さなければならない。

1 国家権力の確立によって義務の遂行を安全ならしめる。

2 刑罰を定めることにより義務違反を割に合わないものとする。これによって、 まだ自然法を知らない人々も外

ねばならないか、その権力はどこからどのようにして得られるか、これらの問題をホッブスの契約説を検討すること 3 さて国家設立を実際に可能にする手段は契約である。以上のような役割を果すために国家はどのような権力を持た 自然法の統一的・客観的解釈を立てる。これは自然法を国法へ実定化することを意味する。 面的には自然法に従って行為するようになる。

により解明して行こう。

ければならないが、そのためにはまず主権者を定め、彼に全国民を代表してあらゆることを行う権利を賦与すること の主権者と未来の臣民たちとの間で結ばれるのではなく、 し、後半を服従 を誓うことにより成立する。この過程の前半を本来の意味での社会契約、即ち結合契約(Vereinigungsvertrag)と解 域に住む人々がたがいに契約して各自のすべての事物に対する自然権を手放し、次に主権者を選んで彼に対する服従 が不可欠であるという確信があり、 いることである。第一の見解の基礎には、 の二点にある。第一に、単なる社会契約だけでは国家は成立しないと彼が考えていること、第二に、服従契約は未来 ・ッブスは国家設立の契約に関して多くの箇所で様々の表現を用いて述べているが、簡単にいえば国家は、(-) (統治)契約(Unterwerfungsvertrag)と解することもできる。しかしホッブスの契約説の特徴は次(タ) 第二の見解は、 国家は唯一つの人格(person)と唯一つの意志(will)を有するものでな 主権者を契約によって拘束することがあってはならないという考 未来の臣民たちが相互の間で結ぶに過ぎないと考えられて ある地

自然的

人間から人工的国家

せるための基本的条件と考えられるであろう。 して人々は単一の人格として未来の主権者と契約を結ぶ資格を持ち得るであろう。そして、 定する正当な方法を持っているとすれば、それはその限りにおいて一個の意志を有する人格たりうるのである。 選出などの事項に関しては多数の決定に従う義務を負う。ところが、このように集会が集会者全体の統一的意志を決 意志を十分に明らかにしたのであり、 人が合議している人々の会合に自発的に加わったならば、 者全員を拘束する。 ければならない。 に契約した人々から権利の贈与を受けるだけだから、この契約には全く拘束されず、 主権者に各自の権利を譲与し彼に服従するという契約を結び得るだけである。 者を選ぶ以前に 集会に参加したことによって国家を設立する契約を暗に結んだとみなされ、 しかしこの議論に対しては批判が成立つ。 ブスによれば、 は人々はまだ一個の人格に結合されていず、 主権者は国家を設立しようとして集まって来た人々の多数決により選出されるが、 この場合、 臣民 (subjects) 少数派に属する人々がこの決定に従わなければならない理由は何であろうか。 従って又、 が主権者 人々は主権者と契約を結び得ないとしても、 暗黙のうちに契約したのである。」(Leviathan, p. 162) (the sovereign) 彼はそのことによって、 単なる烏合の衆に過ぎない。 と前以て服従契約を結ぶことはあり得ない。 主権者は契約の当事者ではなく、 設立の具体的手段としての主権者の 多数が定めるところに従うという 契約違反を行うこともあり得な 従って、 結合契約が国家を成立さ 少くとも主権者を選ば 彼らは相互の その決定は集会 即ち各集会者 主権 相互

の人々には限られず、 考えられるか 結合契約によって成立した人々の結合は、 į 貴族政体 (aristocracy) と民主政体 (democracy) が国家主権たり得ることも認めているからである。 n ない。 国民全体でもあり得るのである。 確かに、 主権者を定めることなしには国家は存続し得ない。 選出された主権者にすぐに全権を委ねることなしには、 ホッブスは明らかに君主政体 (monarchy) しかし主権者は一人又は少数 を最上の政体と

ることが事実上認められねばならない。 からの権利移譲によって説明している。かくして、単なる結合契約によって一個の人格としての国家主権が樹立されば、 相化されざるを得ない。彼自身「市民論」においては、貴族政体と君主政体の起源を民主政体の主権者 存続することを認めるならば、結合契約を行った人々が未来の主権者と契約を結び得ないというホッブスの主張は皮 正にその行為において (in the very act of meeting)、ほとんど一個の民主政体であった。」 (De Cive, p. 96) る個人または合議体に委ねることが必要であろう。しかしとにかく、民主政体が国家主権として立派に成立ち、 これが明確に政体としての形をとって存続するためには、集会の時と所を定め、次の集会までの間、 「市民論」において彼はこういっている。「国家を樹立しようという意図をもって会合した人々は、会合するという 主権の行使をあ (国民全体) か

為と認めなければならないからである。又、一部の臣民が主権者は契約に違反したと主張し、これに対して主権者又 を加え得ない。侵害とは契約違反にほかならないが、正当な契約の存しないところには侵害もありえないのである。 を行ったとしてもそれは事実上無効であると考えた。更に、同様の理由によって主権者は臣民に対して侵害(injury) 立は人々を再び自然状態に連れ戻すことになるであろう。以上のような理由によってホッブスは、主権者がもし契約 は他の臣民がそのような事実はないと言い張る場合には、これを裁きうるような裁判官は存在しない。このような対 主権者のあらゆる行為は国民全体の名によって行われるものであり、従って、臣民の一人一人はその行為を自らの行 以上のような形式的・法学的な議論はどれだけの妥当性を有するであろうか。 次にホッブスは、 未来の主権者が未来の臣民全体と契約を結ぶことはあり得ないが、彼らの一人一人と個別的に契約することは 主権者が臣民に対して何らの責任も負わないことを示すにあった。しかし、 しかし、 主権者と臣民の間に前以て契約が結ばれたとしても、それは無効(void)であるという。 そのような契約は、もしなされたとしても彼が主権を獲得してからは効力を失う。 ホッブスがこれらの議論を行った意 何故ならば、 彼によ

図は、

ウォリンダーが指摘しているよう

自然的

人間から人工的国家

とが我々にとっては必要であろう。 る義務は主権者自身の同意なしには免除されないという。 (7) の服従契約からだけではなく、臣民の主権者に対する権利贈与(the donation of right)からも生じ、後者から生ず 法的に解放されるのである。 臣民が契約に違反した場合、 主権者が服従契約の一方の当事者でないということから、彼自身にとっても不都合な事態が生ずる。 もしすべての臣民が服従契約を破棄することに同意するならば、彼らは主権者に対する服従の義務 契約と権利贈与の具体的内容を検討し、 彼は他の臣民に対しては侵害を加えたことになるが、 ホッブスもこの難点には気づいていて、臣民の主権者に対する服従の義務は臣民相互間 それが国家主権のあり方をどのように規定するかを見て行くこ しかし、 このような形式的議論にこれ以上深入りするより 主権者に対してそうしたことには 即ち、 から合

人々が国家設立の契約において手放す権利には次の三つがあると考えられる。

の人間に対する支配権のような積極的権利に変質してしまうことには注意しておく必要がある。 他人と獲物を争う権利に過ぎないことは既に述べた。しかし、十分な力を伴なうならば、この一見消極的な権利が神 1 他人の身体をも含めてあらゆる自然的存在に対する権利。 この権利が行為の完全な自由を伴なうものでは

自然法解釈権。 自然人は自己保存のために必要な手段を自ら選ぶ権利を持つが、自らのために自然法を解釈す

る権利もこの中に含まれる。

あるから、 自己の生命・身体を支配する権利。 自然人は勿論、 自己の生命・身体に対する強固な権利を有するといわねばならない。 前の二つの権利は究極的には自己の生命・ 身体の維持を目的とするもので

以上三つの権利についてまず問題になるのは、人々が契約の際に手放す部分の量または程度である。

よって外的障害が減少する故に、従来よりも容易に自然物を獲得できるようになる。しかし、 1 各人はすべての自然物に対する権利を一応完全に手放す。 この契約に加わらない主権者は、 人々はこの権利をすっ 他の人々 0

六九

持つ。 てのものではないことである。ホッブスが明言しているように、国家主権は臣民の私有財産を自由に処分する権利を(8) て占有権を持つことを互いに認め合うことを意味する。そして、各人の所有権を保護するためにも、 しないが、 むしろ自然状態における各人の所有を確定させるような意味を持つと考えられる。 持つように協定したとも考えられる。 獲得するという。 ッブス的国家にとって重大な難点となるであろう。 無制限的課税権なしには、 が必要なのである。ただここで注意すべきは、臣民の私有財産権は他の臣民に対してのものであって、 人はそれに対してまだ所有権を有していない。契約はいわば停戦協定であって、各人が現在保有しているものに対し かり捨ててしまっては生存できない。 主権者は契約に参加せず、 私有財産はある意味で存在している。それは法によってでなく自らの実力によってのみ守られる故に、 を意味するとするならば、人々は契約においてすべて自然物を平等に分配し、各人が均等の私有財産を この自由が 国家はその使命を果し得ないというのがホッブスの確信であったが、 「放棄する普遍的権利の代償として人々が相互の契約によって獲得する所有権」 従って自然権をそのまま保持しているからである。 しかし、 自然法の第二条項は、 ホッブス的国家はそのような等産的国家とは一致しない。この契約 人々が自然権を放棄する代りに他人と同じだけの自由 自然状態においては所有権は存在 臣民の財産に対するこの このことはやがてホ 国家主権 主権者 に対し の樹立

臣民は国法によって規定されている事柄に関してはこれに従って行動しなければならない。その他 にいえば、 各人は自由に意志し行動することができるが、その場合彼は自らの解釈する自然法に従ってそうすべきなので (eternal life) か 自然法解釈権については、 主権者の発布する国法は自然法を実定法化したもの、 . の 、問題に関しては事情はそう簡単ではない。 (9) 永遠の救済 (eternal salvation) 人々がどれだけの権利を手放すかを量的にはっきり規定することはできない。 が最大の善である。 神を信ずるものにとっては、 又は、 主権者がキリスト教徒に対して彼を永 自然法の唯一の公的解釈とみなされるから、 現世の生では の事柄に関しては な Ś 永 の死 0 4

自然的人間から人工的国家

(martyrdom) によってのみ現世と来世の間に存する矛盾は解決される。 かくして、国家権力は教権を含む地上のあ して反抗することは許されず、不服従によって消極的に抵抗し、殉教することだけが認められるに過ぎない。 に追いこむような行為を命ずる時、 彼がこの命に服することは狂気の沙汰である。だが主権者に対(19)

らゆる権力に優越し、これらを支配する。

あり、 力にかなう筈もないが、 という目的そのものと矛盾しない限りにおいてその効力を有するに過ぎないからである。(3) 和と秩序を保つために絶対的支配権を要求する。この二つの絶対的権利の衝突は個人の自然権と主権者の自然権の衝 個人の自己防衛権はホ これに抵抗するであろう。その場合、彼の自己防衛権は一たとえ彼が法に基づいて死刑を宣告された罪人であろうと を認め合う。 に殺すことができた。国家においては、 各人は自己の生命・身体を守るためには他人を殺しても不正ではなかったが、 も―少くとも理論上は国家権力に劣らぬ妥当性を有する。個人にとって国家は自己保存のための手段として意味を持 の心身の能力に対して権利を有するのである。ところがホッブスによれば、自己自身を守らないという信約は無効で つに過ぎない。 又、自らを殺せという命令に服従する義務はない。国家権力がある臣民を殺そうとする時、 (!!) 自己の生命・身体を支配する権利は最小限の自己防衛権を除いて主権者に譲渡される。自然状態においては、 国家はその使命達成のために臣民の肉体的、精神的な力を自由に使用することができる。 法と契約の範囲外において行われる。法と契約は各人の自己保存の欲求に基づくものであり、 他人の生命・身体に侵害を加えることは不正であり、 理由が何であろうと国家が彼を殺そうとしている場合には、彼の国家に対する服従の義務は消滅する。 ッブスにおいて決して譲渡され得ない権利、 ホッブスが主権のみを絶対化しているのでないことには注意しておく必要があろう。(ユ) 私有財産権の場合と同様に、各臣民は相互に自己の生命・身体に対する権利 不正を行う者に対しては国家権力が刑罰を課する。 絶対的に肯定された権利である。 同時に他人も同じ目的で彼を不正なし 勿論、 個人の力では国家権 即ち、 彼は死力を尽して 他方、 国家は臣民 自己保存 国家も平

これらの権 利は単に放棄されるのか、 それとも主権者に譲渡されるのかが明らかにされねばならない。

ものに対する権利を放棄する。

1

すべての自然物に対する権利は単に放棄される。

つまり、

主権者以外の各人は契約の時に他人が所有している

である。 (16) 解釈する権利を持つ人がいたとは考えられないから、主権者の立法権を単なる権利放棄に基づけることはできない 自然法解釈権は主権者が必要と考えるだけ主権者に譲渡される。自然状態においても、 他人のために自然法を

体に対しても権利を有していたとすれば、 3 自己の生命・身体を支配する権利は主権者に譲渡される。しかし、自然状態において、各人が他人の生命・身 主権者以外のすべての人々の権利放棄によっても同じ結果が得られる。

はなく未来にわたって継続的に行われねばならないという事実に基づいて、契約の内容を検討してみよう。

いいかえれば、

権利の放棄又は譲渡が契約の瞬間に完了するので

人々が契約に基づいて行う自然物に対する権利の放棄とそれに伴なう各人の私有財産権及び主権者の無制

限的

最後に、この契約が信約であるという観点から、

1

易である。 課税権の承認とは、 主権は立法権と法を執行する実力とによって臣民に以上のことを強制することができるからである。 国家が存続する限り継続されねばならないが、このことは主権が確立されている限りはむしろ容

自然法解釈権 (立法権)についても、主権者は法を執行する実力を有する限り譲渡によって得た権利を保持す

彼らの力は契約においてすっかり主権者に引渡されるものではあり得ず、(8) ねばならない。臣民の協力なしには主権は名ばかりとなり、国家は事実上崩壊するであろう。臣民が主権者に協力す よって臣民に対して認めさせ続けることができるが、 臣民の生命・身体を支配する権利の保持に関してはやや問題がある。主権者は前の二つの権利を自らの実力に その実力は究極的には臣民たちの心身の力から成立って 主権者の要求に応じて絶えず与え続けられ

なく理性的洞察力を伴なった利己主義の所産として、ホッブスによって高く評価されるのである。 在が不可欠と思われる。この平和を求める意志は個人の利己主義がもたらす帰結に過ぎないが、本能的利己主義では 法の認識に達した多数の存在が必要であったように、国家の存続には国家を維持しようという意志を持った多数の存 の大きな差異をよく認識しており、 る国家を維持しようとする意志が挙げられるであろう。彼らは自然状態のもたらす悲惨と国家がもたらす平和と秩序 る理由として形式的には契約を守れという自然法の教えが考えられるが、もっと実質的な理由としては、 積極的又は消極的に国家を維持しようと努力するのである。国家の成立には自然 臣民の有す

の欠陥を指摘することは不必要であろう。我々は進んでホッブス的国家、 説には多くの欠点がある。彼は主権を契約によって基礎づけながら、しかも主権が契約によって制限されないことを 我々は国家設立の形式としての契約の考察において、国家を存続させようとする意志に到達した。 そのためには詭弁的な論理さえ用いた。しかし、契約を国家論演繹の一環と見る限り、これ以上彼の契約説 即ちリヴァイアサンそのものについて論じ ホッブスの契約

1 Leviathan, p. 118, pp. 157~8, p. 159. De Cive, p. 117, pp. 68~70. なければならない。

3 Leviathan, ch. 19, De Cive, ch. 7. Gough, op. cit., pp. 108~110

2

- $\widehat{4}$ De Cive, pp. 99~100
- <u>5</u> Warrender, op. cit., pp. 130~1.
- 6 Warrender, op. cit., p. 134.
- $\widehat{\mathbf{7}}$ De Cive, pp. 89~92. なお、一般に権 利贈与から義務が生ずる場合があることについては Leviathan, p.
- 8 De Cive, p. 84, p. 157
- 9 Warrender, op. cit., pp. 172~4
- De Cive, p. 299

[然的人間から人工的国家

哲学研究 第四百九十六号

七四

- 11
- 12 Leviathan, p. 127, p. 204
- $\widehat{13}$ とれば、これを拒絶することが許される。 従って、国家が個人に兵役のような生命の危険を伴なう任務につくことを命ずる場合、 (Leviathan, p. 205) 適当な代人を立てるなどの手段を
- 14 は許されない。臣民が団結して国権に反抗することは内乱をひきおこし、 ただ、個人の抵抗権は自己防衛のために許されるだけであって、 有罪又は無罪の他人を助けるために国権 国家を崩壊に導くからである。 に抵抗すること
- 15 これについて論ずることはプレィ 4 ーナッ ツのような混乱を避けるために必要である。(Plamenatz, op. cit., pp. 142~5)
- 16 Plamenatz, op. cit., pp. 142~3.
- 17 Warrender, op. cit., p. 197
- Plamenatz, op., cit., p. 135

77 玉 家

だけでなく、 国家論に至る議論は、このような熟慮の過程そのものの叙述とみなされるであろう。彼は単に国家の必要性を説い れが自己にもたらす利害得失を計算し、その計算に基づいて国家の設立を意志するのである。ホッブスの人間論 産に対する無制限的課税権を持たなければならない。これらの権利は一体となって主権の本質をなし、 を通じて理性に目覚めた人間は、 ホ ッブスの人間観に従うならば、 軍事、 主権者に対して無制限的・絶対的支配権を与えることの必要をも強調した。 官吏任免等の権利を一手に掌握するだけでなく、思想、 主権は存立し得ない。主権者は国家の魂の如きものであって、 熟慮の結果として、国家の設立を必然的に意志する。彼は自然状態と国家のそれぞ 国家は人間にとって自然必然的なものではない。 教育、 出版を統制する権利及び臣民の しかし、 即ち、 自然状態の危険と悲惨 主権者は立法、 もしその中 司法、 から 財 0

して全臣民に代って判断を下し、

彼らに命令し、彼らを自らの手足のように自由に駆使する。臣民に対しては、

国家の当面する重要問題に関

主権

つでも欠けるならば、

自然的

人間

から人工的国家

統 者に無条件的に された意志を持つ一 服従することが要求される。 個の人格たりうるのである。 主権者の絶対的支配権と臣民の絶対的服従の義務 が あ って初 めて国

制限 民が、 主権者 がゞ 暴君のもたらす 神に対しては罪を犯しているが、 されている。 ここでは、 権の絶対性の本質はこの無制限的立法権に存するのである。法は国家理性、 徹底させ は新しい法を発布するに当って、 知させた法に基づいて支配するのである。 故に 臣民やすでに認識に到りながらなお情念に支配されがちな臣民は、 自然法の認識に到達した臣民は、 の権力から生ずる種 かくして、 ヴァイアサンは、 主権に服従しているに過ぎないならば、 自然法に反すると自ら判断する国法に服従しないならば、 0 このような手続きをふむ限り、 刑罰を執行する力は結局個 ねばならない。 主権者が理性的人間であること、 しかし、 恐怖 臣民の幸福は主権者が理性的に立法を行うか否かに の秩序でさえも、 主権者が理性と自然法に反する立法を行ったとしたらどうだろうか。 叉 面 々の弊害を認めつつも、 からいえば、 自ら指定した解説者に命じて、 臣民は彼を責めることはできず、 その内容だけでなく、 多くの場合、 々の臣民の心身の力から成立ってい 自然状態における完全な無秩序にはるかにまさると彼は確信してい 完全な法治国家である。 主権者はどのような法律でも自由に制定し、 すべての国法は法としての権威を主権者の意志から得る。 従って国法は自然法に反するような内容を持たないであろうことが予想 国家はその秩序を保ち得ないであろう。 この権力が欠けている場合に起る弊害の方がずつと大きいという。 自らの理性の命令に従って主権に服従する。 それが自らの意志に基づくものであることをも、 法の意図と内容についての正しい 服従の契約を破り、 その主権は専制的ではあるが、 文句なしにその法に服従しなければならない。 かかってくるであろう。 主権者が課する刑罰を恐れて主権に服従する。 るのであるから、 即ち主権者の理 自然法に背くことになるのであ 施行することができる。 神の力が神の支配権を生み出 臣民の大半が 彼は自然法に反する故に ホ 性の表現である。 この認識に 解釈を広めさせ 常に ブ スは、 2前以 従って、 刑 主権 臣民 で臣 まだ到らな たのである。 そし 者 K 主権 民に 扫 周 ば の 臣 周 主 な 知 者

であると自然的であるとを問わず、その存立において人工的である。いいかえれば、臣民多数の理性的意志に依存し(5) る。 ર્ય 主権者であり、 平和と秩序に導く意志として積極的意義を有するのである。 ている。そのような意志は「長い物には巻かれよ」式の消極的な事なかれ主義に過ぎないとも考えられるが、 主権者と暗黙のうちに服従の契約を結んだとみなされるのである。かくして、ホッブス的国家は、(4) るのである。 権力が作られ、 設立国家に分けるが、主権者の権利はどちらにおいても同一であるという。彼にとって重要なのは、 臣民の服従の義務は、実質的はは、服従契約にではなく、今実際に主権の支配下にあるという事実に基づいてい 国家を存続させる原動力は、その臣民の多数が有する理性的意志、即ち国家を求め自然状態を忌避する意志にあ 国家の維持であった。どのような起源によってであろうと現に秩序を保つだけの力を持っているものが正当な 契約の概念を広義に解するならば、臣民は、自らが現に主権に服しているという事実によって、すでに 獲得国家においては征服または生殖によって自然的に絶対的権力が作られる。 他の人々は彼に絶対的に服従しなければならない。設立国家の場合には契約によって人為的に絶対的 国家を存続しようとする意志である。ホッブスは国家をその起源によって自然的獲得国家と人工的 主権者の支配権も彼の力から生ずると考えられる。その力を支えているものは、(3) しかしいずれの その起源が 相当数の臣民の有 国家の起源では 場合に 人工的

個人に対して絶対的服従を要求するところから問題が生じてくる。国家は人間理性の構築物であるが、 国家は自己保存の必要条件である平和と秩序を実現するための手段に過ぎない。手段に過ぎない国家がその主体たる い出し得ると考えた。 ような独立活動性・能動性をむしろ積極的に肯定し、 ると構築者たる人間の意志を離れて自律的に活動し、逆に人間に対して制限を加える。 ホッブス的な人工的国家において、あらゆる対立と闘争が完全に消滅するわけではない。個人にとっては、 しかし、 外的秩序を建設するという消極的役割を果すために主権の絶対性が本当に不可欠であ これのもたらす秩序のみが自然状態における悲惨から人間を救 ホッブスは人工的国家のこの 一旦できあが

来的に有するからである。

ては、 からロ 私有財産権と抵抗権を臣民に保証することによって、 りねばならなかったのである。 ジーによって必要とされた時代も確かにあった。 市民国家への発展における過渡的な形態としての絶対主義国家の理念を表現したといえるであろう。 きな障害となり、 ッブスにおいて、 いに対して肯定の答を与えるであろう。 家対臣民、 臣民の結合体としての市民社会が成立しており、 ッ クヘ 臣民に対していわゆる基本的人権を保証することは主権の崩壊を意味するだろうか。 権力対自由の対立が不可避的に生じてくる。 の移行は、 臣民は国家を離れては互いに何らの結びつきも持たないバラバラの多数であっ 両者の対立抗争の結果として市民革命が起る。 ブルジョワジー しかし間もなく、 しかし臣民は秩序だけでは満足し得ず、 が単なる一階級から支配的な階級へと発展して行く過程と対応しているので 絶対君主のもたらす束縛がブルジョワジーの自由な活動に対 ブ ルジョワジーは残存する封建勢力と闘うために絶対君 ブルジョワジーの要求に一そう適合した国家像を形成する。 これが国家に対して臣民の権利の保証を要求する。 ホッブスの考えたような絶対主義国家が新興 大雑把にいえば、 権利と自由の保証 ホ ッブスは中世封 ホッブスはこれらの たが、 を求める。 建国家から近世 ついでロックは、 0 主の ブル ホ クにお ジョ でする大 力 ッブス ホ 問 ワ

は 主義国家とも類似性を有するであろう。 出されるであろう。 とを認めている。 重要な問題を含んでいる。 な L かし、 彼は確 ホ ッ かに ブ ホッブス的国家が民主制を採る時、 ス政治思想の意義は、 即ち 君主制を最上の政体と考えてはいるが、 それが認められるべきか否かは別として、 ホッブス的国家の主権はルソーの一般意志と相通ずるようなものとなり、 もっと一般的にいって、 歴史的な一形態としての絶対主義国家の理念を表現したことに尽きるもので そこにはロック的国家によって克服し尽されない何ものかが見 同時に、 主権の本質についての彼の洞察は現代人にとっても 貴族制又は民主制が絶対主義国家と両立するこ 主権は自らの絶対性を要求するという傾向を本 更に現代の全体

ある。

自衛の 要な条件であっ 確保することが国内及び国際間における政治の最も重要な課題となる。そしてそのための具体的手段として、 際関係に適用すべきであろう。 その文明の瞬間的壊滅の危険が存在することを意味する。 真の国内的平和は世界平和なしには不可能である。 に大きく依存しており、 不信が残っている限り、 一服従関係が、 の王(King of Kings)としての神を頂点とし、 状態から脱け出すことの必要は説かなかった。 ないかも知れない。 人の自然権の延長と考えられていることからわかるように、 ことにより、 ホ ては、 ため他国に対して自然権を行使しなければならない。 ブスは 主権者の自然権は神の自然権にも比すべき全能の権力へと転化し、 個人の自己保存という利己主義的目的の実現に資する。だが、 たの 明らかに想定されている。 しかし、 かも知れない。 世界の最強国といえども自力だけで自国と自国民を完全に保護することはできない。 ほとんど無意味であろう。 外国との関係においては、 その場合、 しかし、 利己主義は国家の段階から人類全体の段階にまで高められ、 しかし、 技術文明が高度に発達した現代においては、 自然法が神の法であることを強調する立場に立つ時、 その下に各国の主権者、 そのような神の存在も、 国際関係をホッブス的自然状態におくことは、 ホッブスの時代には、 主権者は自然状態における個人とほとんど同じ立場にあり、 従って我々は、 なお自然的・原初的性格を多分に保持している。 ホッブスは国家間の関係を自然状態のまま放置し、 国内の平和が自己保存のためのもっとも 更にその下に各国の臣民が並ぶという支配 ホッブス的思考を人間関係よりもむしろ国 国家利益を追求する各主権者の間に相互 これに敢えて争いを挑むものは 玉 の安全は外国との関係 現代では、 そこには、 主権が主権者 世界の平和 世界国 つまり、 あり得 国内に 保する 諸王 重

1

家または世界連邦の設立が必要と考えられるであろう。

了

松下圭一 「市民政治理論 の形 成 ņ

自然的人間から人工的国家へ

 $\frac{4}{4}$ いのに、獲得国家の主権者は契約するというホップスの叙述は全く理解しがたい。 重松俊明 「ホッブス」pp. 278~281. このように契約を広狭二義に解しないならば、設立国家の主権者は臣民と契約しな

(∞) Plamenatz, op. cit., p. 131

- 5 人工的(artificial)とは理性によって作られることを意味する。(Stephen, op. cit., pp. 91~2 参照)
- の一切の問題よりも、その重要さにおいてはるかに重大である問題と考えます。そして、この問題のあてはまる場合はいつ **このような思考法は、例えば、次のような叙述に見出されるであろう。「しかし、わたしは核戦争防止が国際問題中の他** 当然、より平和的な側を支持すべきであると、わたしは感じます。」(バートランド・ラッセル「武器なき勝利」牧野

力訳、「朝日ジャーナル」一九六四年一月五日号、pp. 137~8.)

でも、

(筆者 京都大学文学部臨時教務員 So far there exist, at least, three kinds of theory about the essentiality of human group.

In the first place the interaction theory expounded by G. Simmel, F. Tönnies and M. Weber, regards the interactions or the social relationships of the members of a human group as the essentiality of the group. Secondly in the behavior theory, which was set forth originally by E. Durkheim and further developed by J. Usui, the way of behavior common to all the group member is regarded as the essentiality of human group. Then thirdly there is the subjective theory, into which the group theories of A. Vierkandt, R. M. MacIver and C. H. Cooley can be classified. They maintain that group consciousness or group sentiment should be regarded as the essentiality of human group.

Now the author tries to advance the sort of theory which is partly or implicitly implied by the theories of G. C. Homans and T. Parsons; he contends that the most important characteristics of human group would be the aspects of the norm and the control of the group, and proposes to define the norm of human group as that which gives indications to the actions of the group members and sets up the range of freedom for their actions. With this broad concept of social norm which involves the concept of command and that of the rôle of each group member, the analysis of the dynamic and differentiated aspects of human group would be more successful.

From Natural Man to Artificial State

— Hobbes's Political Thought —

by Naoki Kamo

According to Hobbes's view, men are not naturally sociable, but competitive with one another and act quite egoistically. He defines the state of nature as a state of war, a war of everybody against everybody else. When, however, natural men come to know that their unlimited right of nature, contrary to its own purpose, leads them to a miserable death, reason suggests to them 'convenient articles of peace', i. e., the laws of nature. Though, on Hobbes's

view, the unity of a commonwealth can be given only by the existence of the sovereign with absolute power, it is necessary for the maintenance of this unity that the majority, if not all, of the subjects have come to the recognition of natural law and are conscious of *natural obligation*; without which the absolute sovereign power itself would lose its own foundation.

Some commentators on Hobbes assert that in his system natural obligation could exist only as obligation by Divine moral laws, with the consequence that the Christian belief in Eternal Salvation must be introduced into his moral and political philosophy as an important element. I should like, however, to maintain, that natural law can, quite independently of God, oblige men to seek for peace in the natural state, and to obey the sovereign in the social state. It originates in the human reason itself, and teaches men to behave prudently, i. e., in accordance with rational rules. It is based upon and consistent with egoism. But this is the rational egoism which can oblige men to act, in most cases, against the short-sighted demand of their passion. Natural obligation occurs when reason is superior to passion in its capacity to find out a better means for self-preservation, and this obligation is the only possible basis for Hobbes's civil philosophy. In this sense also, Leviathan is the product of reason; it is artificial, not always in its origin, but at least in its existence.

Pétrarque et les Sciences de son Temps

par Tsuneichi Kondo

En général on considère la polémique de Pétrarque contre les sciences naturelles comme une attaque du côté des sciences humaines contre les sciences naturelles, en d'autres mots on la considère seulement en tant que phase de l'ancienne "querelle des arts". Il y a pourtant des éléments nouveaux et des aspects originaux dans la prise de position de Pétrarque.

Nous avons cherché à mettre en lumière l'originalité de Pétrarque en insistant sur les points suivants:

1) Sa critique est d'abord d'ordre moral; elle est inspirée par la conviction que l'étude de l'homme est supérieure à celle de la nature; il affirme que